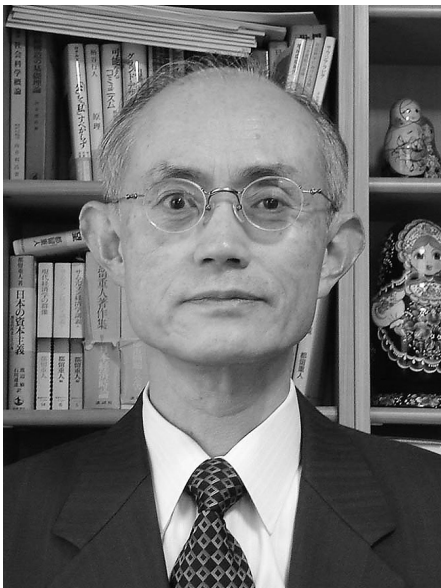


夏季
特別寄稿

財源を考えるー消費増税と法人減税

山家 悠紀夫氏 (暮らしと経済研究室主宰)



やんべ・ゆきお 1940年愛媛県生まれ。神戸大学経済学部卒業後、(株)第一銀行入行。(株)第一勧銀総合研究所専務理事、神戸大学大学院教授を経て、2004年から現職。

民主や自民、新政党などが消費増税を主張し、国民に負担を押し付けようとしている。その一方で、民主党は法人税の大幅減税を打ち出し、自公政権時代の大企業優遇の政治に大きく舵を切り始めた。消費増税と法人減税で財政を立て直せるのか、社会保障にふさわしい財源のあり方は――。財政の専門家である「暮らしと経済研究室」主宰の山家悠紀夫氏に解説してもらおう。

民主の敗因は消費増税

参議院選挙は民主党の大敗であった。獲得議席数は44にとどまり、参議院での与党議席数は110と過半数121を下回る事となった。民主党の敗因は、消費増税の引き上げを政策と

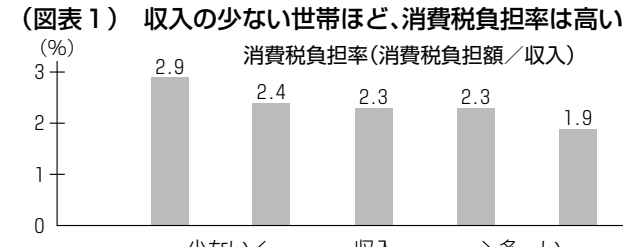
して掲げたことにある。鳩山政権から菅政権へと政権交代した後の内閣支持率の高さ、民主党支持率の上昇ぶりなどからすると、参議院選挙で民主党が大敗することはありえないことであった。それにもかかわらず大敗したということは、

最悪の選択、消費税増税

財政悪化をくい止めるため、加えて、負担能力の乏しい人ほど重い負担を求め、弱い人いじめの税である、ということがある。その大きな理由は三つある。

負担原則に背く消費税

第一は、消費税が負担能力のない人にも負担を



収入グループ	I	III	V	VII	X
年収	311万円	463万円	566万円	686万円	1,182万円
消費税負担額	9万円	11万円	13万円	16万円	23万円

(注) 1. 勤労者世帯を年間収入の少ない順に10%ずつ、10にグループ分け。Iが最も収入の少ない、Xが最も収入の多いグループ
2. 総務省「家計調査」(2007年)をもとに推計したもの
(資料出所) 財務省ホームページ

景気後退は必至

第二は、消費税が中小・零細企業経営に厳しい、弱い企業いじめの税である、ということである。

消費増税は、ヨーロッパで付加価値税と呼ばれている税を模倣したものであり、企業の付加価値、単純化して言えば、売上ー仕入、すなわち粗利に課税する税である。粗利の大宗を成すのは人件費と金融費用と純利益であるが、中小・零細企業には粗利から人件費と金融費用を差し引くとほとんど何も残らないという企業が結構多い。その場合、純利益はゼロないしマイナスとなって法人税の負担能力に低下した負担」という原則があるが、消費税はこの原則に真向から背く税なのである。

必要もなく、効果も乏しい法人減税

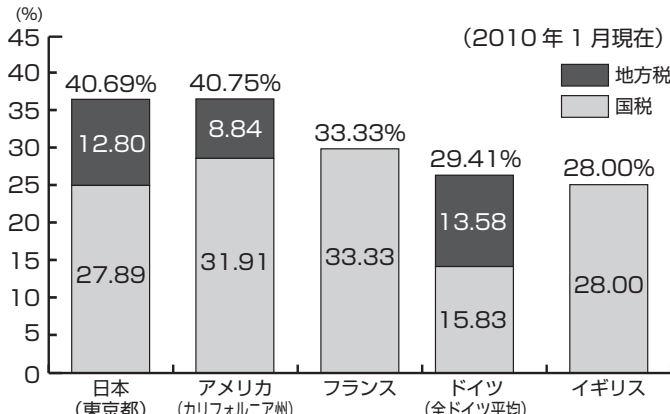
財政悪化をくい止めるために、あるいは社会保障制度を良くするため、「最悪の選択」である消費税の引き上げに代えて、どのような選択をすべきであるか、その問題に入る前に、法人減税について触れておこう。法人減税については、先の参議院選挙において、民主党が主張し、自民党、公明党が主張し、かつ、みんなの党も主張した。そればかりではなく、政府も、6月に閣議決定した「新成長戦略」において、「法人実効税率を主要国並みに引き下げ」との方針を示している。このままでは、来年度の税制改正において法人減税が行われかねない状況にある(図表2)。

(図表2) 政府と主要政党の法人減税論

政党	政策内容
政府	「新成長戦略」2010年6月閣議決定 日本に立地する企業の競争力強化と外資系企業の立地促進のため、法人実効税率を主要国並みに引き下げる。
民主党	参議院選挙時のマニフェスト 法人税制は…国際競争力の維持、強化、対日投資促進の観点から見直しを実施する。
自民党	同上 国際的整合性の確保及び国際競争力強化の観点から、法人税率を国際標準の20%台に減税する。
公明党	同上 法人税の税率を引き下げ、わが国企業の投資余力を増やし、競争力を強化するとともに、内外の企業の投資を促進する。
みんなの党	同上 法人税(実効税率ベース)を20%台に減税。

(資料出所) 各党ホームページ等

(図表3) 法人所得課税の実効税率の国際比較



(資料出所) 財務省ホームページ

率(あるいは法人実効税率)が高いから、これを「主要国並みに」、ある「主要国並みに」まで引き下げ、というものである。景気を悪くすると税収も落ちる。税収増を狙って消費税率を引き上げた、その結果としてかえって税収減を招いてしまったという1997年時の経験を、いま一度かみしめてみる必要がある。以下、順に検討してみよう。

米仏英と同水準

まず、法人税率あるいは法人実効税率については、(法人実効税率と)いうのは、法人税、法人事業税など法人の負担する税総額の所得に対する比率のことである。念のため、財務省作成の資料によると(図表3)、日本の法人税率(国税)は、アメリカ、フランス、イギリスとほぼ同水準である。次に、法人実効税率について見ると、日本とアメリカが40%台、ヨーロッパ主要国が30%前後、という水準にある。ここでも、「新成長戦略」のいう「法人実効税率を主要国並みに引き下げる」という方針は意味不明のものとなる(日本政府は、アメリカを「主要国」とは見なしていないのか?)。

要するに、日本の法人税として法人実効税率を主要国と比較して言えることは、日本の法人実効税率はヨーロッパ諸国よりは高い、ということにとどまるのである。